

## マイナ保険証への円滑な移行を

**マ** イナンバーカードはデジタル社会における公的基盤である。

医療分野においても、マイナ保険証は、わが国の医療DXを進める上での基盤となるもので、電子処方箋や電子カルテの普及・活用の中核となる。マイナ保険証とオンライン資格確認等システムの利活用により、患者本人の薬剤や診療のデータに基づく良い医療、なりすましの防止など、患者・医療現場にとって多くのメリットがある。

紙の保険証の場合よりも医療費の節減に資すること、過去のお薬情報や健康診断・検査の結果を見られるための確な治療に役立つこと、高額医療の場合に認定証発行などの手続無しに窓口で限度額を超える自己負担支払いの免除を受けられることも可能になる。

現行の健康保険証は、2024年12月2日に発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。本年12月1日の時点で手元にある有効な保険証は、経過措置として最長1年間(25年12月1日まで)は使用可能とされ、マイナ保険証を保有しない方には

申請によらず資格確認書が発行される。

しかし、マイナ保険証の利用状況(1月19日医療保険部会資料)を見ると、オンライン資格確認利用件数50以上等の保険医療機関・保険薬局(施設数14万2970)の5割(薬局72.4%、医科診療所44.9%、病院21.9%、歯科診療所28.6%)が3%未満と極めて低い。診察券との一体化や会計システムとの連携のため改修費用が高いことなどから、医療機関等にカード読み取り機器が設置されていないところもいまだに多い。また、窓口で「保険証お持ちですか?」と患者に聞く、医療機関の窓口掲示やホームページでマイナカードの持参を案内していない、といった施設も多く見られる。

他方、患者側にとっては、保険証廃止の現実感がいまだになく、別人へのひも付け問題などトラブルへの不安もあり、マイナ保険証への移行が遅れている。特に若年層で、マイナカードの持参・携行習慣がないことも指摘されている。

全医療機関に対し、自主的な目

標設定に活用できる利用実績の通知が始まるが、国が先頭に立つて、医療機関・薬局、保険者、経済界が一丸となり、より多くの国民がマイナ保険証の利用によるメリットを実感できるよう、国費による補助や広報体制の拡充などきめ細かい支援を行う必要がある。

社会保険診療報酬支払基金等は、24年10月頃からオンライン資格確認等システムにより対象者(マイナカード未取得・マイナ保険証未登録)情報を定期的に保険者へ提供することとされている。

健保組合においては、原則本年4月までに登録済データ(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所の5情報)の全件について住民基本台帳情報との照合(J-LIS照合)を終了し、本年5月上旬頃から全加入者に対して、資格情報のお知らせ送付時に個人番号の下4桁を送付することになる。

被保険者等に対する情報提供と啓発に取り組み、マイナ保険証の利用促進を呼びかけるなど、マイナ保険証への移行促進に万全を期したい。